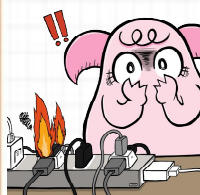


配線器具 その使い方、間違っていないですか？ 正しく使って安全に

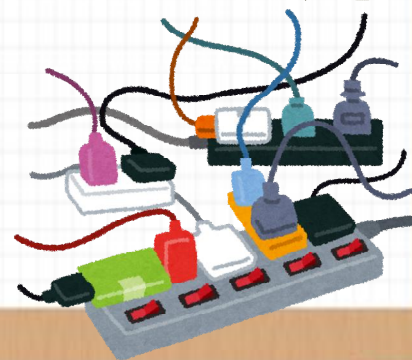


配線器具には使用可能な消費電力（定格消費電力）が定められており、それを超えて使用すると火災につながる恐れがあります。表示されている定格消費電力を超えないように注意しましょう。

- ✓ 配線器具（延長コード、テーブルタップなど）が定める定格消費電力を超えて使っていないですか？
- ✓ 一つのテーブルタップで炊飯器やオーブンレンジなど消費電力の大きな複数の電気製品を同時に使用するなどしていませんか？
- ✓ 電源コードをねじ曲げたり、踏みつけたりしていませんか？
- ✓ テーブルタップに電源プラグはしっかり差し込まれていますか？
- ✓ 異臭がする、変色しているところはありませんか？
- ✓ 配線器具には寿命があることを知っていますか？



注意



～消費者へのアドバイス～

炊飯器など消費電力の大きな電気製品の中には、延長コードなどの使用を禁止している製品もあります。接続する電気製品の取扱説明書を必ず確認しましょう。

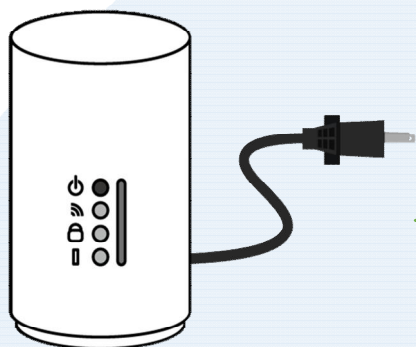
電源コードをねじ曲げる、踏みつけるなど、外部から大きな力が加わる使い方をすると、電源コードが損傷して異常発熱や発火の原因になります。

電源プラグを長期間差し込んだままにすると、コンセントとの隙間にほこりや水分が付着して発火する恐れがあります。定期的に掃除しましょう。

延長コードやテーブルタップなどの配線器具には寿命があります。異臭や変色がないか定期的に確認し、古くなったら交換をするようにしましょう。

機器をコンセントに挿すだけで
インターネットが利用できる
「据置型Wi-Fiルーター」の契約に
関する相談が寄せられています。

据置型Wi-Fiルーターが実質無料？ 契約内容をよく確認



本体は実質無料
通信料は別料金

スマートフォンが自宅につながりにくくなり携帯電話ショップで相談したところ、据置型Wi-Fiルーターを勧められた。「ルーター本体は約7万円（36回払い）だが、サービスで毎月約2千円割引くので実質無料」と言われたので契約した。後日、請求明細を確認したら前月より約5千円高かったため「実質無料と言われて契約した。別途通信料金がかかるとは聞いていない」と解約を伝えると、「中途解約の場合はルーター本体の代金を支払ってもらう」と言われた。契約時にきちんと通信料金やルーター本体代金の割引条件の説明があれば契約しなかった。納得いかない。（70歳代）

ひとことアドバイス

据置型Wi-Fiルーターを利用するには、通信契約とルーター本体の契約が必要です。一定期間中月々の通信料金を割引くサービスを提供している事業者では、期間中の契約を続ければルーター本体は「実質無料」となりますが、中途解約するとその時点での本体代金の残債を請求されます。

「実質無料」「安くなる」などと言われても、月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかり確認しましょう。

内容がよく分からなかったり、必要がない契約は断りましょう。

解約の際は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。
困ったときは、江南市消費生活センターにご相談ください。

江南市消費生活センター

【電話】0587-53-0505

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
9～12時、13時～15時30分

【場所】江南市役所西分庁舎1階（赤童子町大堀99）